

1. 立憲主義の基本原則と首長の多選制限

立憲主義は、人間の権利・自由を保障するために、権力を法的に制限すべきであるとの考え方だ。この立憲主義の内容である権力を法的に制限するため、統治機構の中で権力の集中を避け、その分散を図っている。

我が国憲法は第8章に「地方自治」の章を設け地方公共団体が、中央集権を避け国からの権限の委譲で「広範」な事務を処理することとなっている。

そして此処にも権力の集中が進む危険があることから、長と議会で権限が配分され、住民の直接請求などの制度を設けて、長の権限をコントロールしているのである。いずれにしても、地方公共団体の長には、制度的にまた構造的に権力が集中しやすいという要因が内在している。

一人の者が長としてその職に長く在任すると、嫌がおうにも権力の集中が進み、停滞や歪み、淀みが発生しがちだ。その為地方公共団体の長の多選制限は、立憲主義の見地から権力をコントロールする一つの合理的な手段となりうるものと考えられ、また、民主主義の基本原則と必ずしも矛盾するものではないといえる。目黒区政を刷新するためには「新人に道を譲る」のが今の青木区長にとって最も区政に貢献することであると考え、いかがか。

2. 子ども子育て新制度になってその課題は何か

2014年8月、子ども子育て関連3法が成立し、2015年度から子ども子育て新制度本格実施が始まって1年が経過しようとしている。しかし、2015年9月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」と、“福祉に生産性の視点を”より少ない投下量でより大きな生産量を”と”福祉切り捨て“ともとれる国の姿勢に対し、区は対して行かなくてはならない。多くの課題の中でも「小規模等の改善と連携をどうするか」「三歳児の行き場がない」「保育現場に混乱を持ち込んだ認定制度」「学童保育はじめ地域子ども・子育て支援事業の今後」「準備教育・学力偏重の考えの保育・幼児教育への浸潤」など、現実のサービス整備におわれる目黒区だが、新制度において何が足らず、何を目指していくか。

(2)2015年度保育施設目標定員は4635人予定のところ4588人(2.1プレス発表数値)であった。あれほど認可園待機児童率を改善するよう迫られたのになぜ改善しなかったのか。

3. ひとまちしごと地方創生総合戦略における「戦略」がみえない

国立社会保障・人口問題研究所中位推計(2012年改定版)によれば30年後(2045年)には75歳以上人口2257万人、15-64歳5353万人。40年後同2401万人、同4706万人だ。安倍政権においてマネタリーベース(資金供給残高)を300兆円まで政権発足前の2.5倍に増やしたのに、実質経済成長率は0.9%と、民主党政権時代の1.7%に比べても半分だ。また経済政策において金融緩和は金融投資には廻っても、実態経済である消費や物質投資に回っていない、区内経済も中小企業や自営業で景況感は悪く、区民生活において区税納入実績からは格差の拡大が顕在化するばかりだ。

このような現状の中、高齢者が増え生産年齢人口が減るスピードは東京都においては一気に進む。長期的には人口減少社会に向けた戦略が欠かせないのだ。しかし目黒区の標記戦略は、他自治体や他区での総合戦略と比しても、長期見通し、積極的戦略の打ち出し、

特色ある政策いずれをとっても見劣りする。（お試し移住や自治体発再生可能エネルギー、都市型農業、地域間連携等）コンサルタント提案に投げるのではなく区長自身が目黒戦略を区民・議会に指し示すべき、伺う。

4. 多様な教育機会を確保するための教育委員会の方針

現在我が国においては憲法・教育基本法のもとで就学を確保する法律は学校基本法しかなく、多様な学びを保障する政策や制度になっていない。現在全国の不登校の小中学生は約12万人（目黒区は約60名）、夜間中学や識字学級、フリースクール、ホームエデュケーションなど様々な課題や学びの形があるなかで、目黒区教育委員会は当事者に寄り添った仕組み作りを目指すべきと考える。また障害者差別解消法と合理的配慮については教育委員会で議論が深まっているとはいえ、こちらも重要課題である。（「多様な教育機会確保法案」等には賛否両論の議論が戦わされているが）目黒区の教育が現在抱えている問題をきちんと分析し、待ちの姿勢ではなく方針案を打ち出し、広く議論にかけるべき（とりわけ重要）だと思うが、教育長の考えを聞く。